

○追手門学院大学経営学会会則

1995年4月1日

制定

(名称)

第1条 本会は、追手門学院大学経営学会と称する。

(目的)

第2条 本会は学術の発展に寄与し、会員の研究の振興及び相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、追手門学院大学経営学部内におく。

(事業)

第4条 本会はその目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 機関誌の刊行及び研究成果の発表等
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 追手門学院大学経営学部専任教員
- (2) 学生会員
 - イ 追手門学院大学経営学部学生
 - ロ 追手門学院大学大学院経済学研究科経営学専攻学生
 - ハ 上記に準ずる資格を有し評議員会が入会を認める者
- (3) 名誉会員 追手門学院大学経済学部名誉教授及び追手門学院大学経営学部名誉教授
- (4) 賛助会員
 - イ その他第2号の卒業生及び修了生で、入会を希望する者
 - ロ 本会の趣旨に賛同し、評議員会が入会を認める者

(役員)

第6条 本会の役員として、会長、評議員及び委員をおく。経営学部長は、職権上の役員とする。

(会長、評議員及び委員)

第7条 評議員には同学部専任教員を充てる。会長及び委員は評議員の互選により決定する。

会長及び委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長、評議員会及び委員会の職務)

第8条 会長は本会を総括し、評議員会は重要事項を審議し、委員会は会務を執行する。

(委員会の構成)

第9条 委員は編集委員2名と庶務1名とする。

(収入)

第10条 本会の運営に要する支出は、次の収入をもって充てる。

(1) 追手門学院大学より配分された予算

(2) 寄付金

(総会)

第11条 本会の重要事項報告のため、毎年1回以上総会を開催する。

(会則の改正)

第12条 会則の改正は、評議員会の議決による。

(細則)

第13条 その他、本会の運営に必要な事項については、追手門学院大学経営学会細則で定める。

附 則

本会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、1999年11月1日から施行する。

附 則

本会則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2016年4月1日から施行する。